



鳥取県公報

平成18年 3月31日(金)
号外第70号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る。）の利用料金（247）（公園自然課） 1
 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の利用料金（248）（"） 2
 鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金（249）（"） 4
 鳥取県立米子産業体育館の利用料金（250）（経済政策課）10
 鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールの利用料金（251）
 （経済政策課及び教育委員会体育保健課）13

告 示

鳥取県告示第247号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第80号）による改正後の鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第15条第2項の規定に基づき、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る。）の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成18年4月1日から施行する。

平成14年鳥取県告示第136号（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用料金について）は、平成18年3月31日限り廃止する。

平成18年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

区 分		金 額	
燕趙園	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 200円
		高等学校の生徒、学生 又は一般人	1人1回につき 500円
	団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上 20人未満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 180円
		高等学校の生徒、学生 又は一般人	1人1回につき 450円
	団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上 のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 160円
		高等学校の生徒、学生 又は一般人	1人1回につき 400円

学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	80円
	高等学校の生徒	1人1回につき	200円

- 2 承認年月日
平成18年3月30日

鳥取県告示第248号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第80号）による改正後の鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第15条第2項の規定に基づき、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

(1) 施設利用料

区 分				単 位	金 額	
あやめ池スポーツセンター	体育室	一般利用	一般人	1人1回につき	50円	
		専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	全面1時間につき	800円
					2分の1面1時間につき	400円
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,600円
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	25,500円	
	入場料等を徴収するとき。		全面1時間につき	38,400円		
	トレーニングルーム	一般利用	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	一般人	1人1回につき	100円
				一般人	回数券11枚につき	1,000円
				一般人	1人につき	700円
		専用利用		1時間につき	600円	

	研修室	1時間につき	550円
東郷湖カヌーセンター	カヌー艇庫	1艇1月につき	1,500円
	研修室	1時間につき	500円
テニスコート		1コート1時間につき	600円
屋根のある多目的広場	営利を目的としない場合	全面1時間につき	2,300円
		2分の1面1時間につき	1,100円
		3分の1面1時間につき	700円
	営利を目的とする場合	全面1時間につき	17,700円

備考

- 1 利用時間若しくは利用期間が1時間未満若しくは1月未満であるとき、又は利用時間若しくは利用期間に1時間未満若しくは1月未満の端数があるときは、1時間又は1月として計算するものとする。
- 2 あやめ池スポーツセンターの体育室（専用利用に限る。）、テニスコート又は屋根のある多目的広場を利用する場合において夜間照明又は指定管理者が必要と認める照度以上の照明をしたときは、それぞれの施設利用料の額に、次の表に定める額を加算する。

区 分	単 位	金 額
あやめ池スポーツセンターの体育室	1燈1時間につき	20円
テニスコート	1コートにつき	250円
屋根のある多目的広場	全面1時間につき	1,000円
	2分の1面1時間につき	500円
	3分の1面1時間につき	300円

- 3 あやめ池スポーツセンターの体育室を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの施設利用料の額は、この表に定める施設利用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあっては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあっては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る施設利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで

(2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

(2) 設備利用料

区 分		単 位	金 額
あやめ池スポーツセンター	バスケットボール器具（バスケット台1対）	1組1回につき	2,100円
	バレーボール器具（支柱1対、ネット1張及びアンテナ1対）	1組1回につき	200円
	ハンドボール器具（ゴール（ネット付）1対）	1組1回につき	300円
	バドミントン器具（支柱1対及びネット1張）	1組1回につき	100円
	卓球器具（台1台及びネット（サポートを含む。）1張）	1組1回につき	100円
	テニス器具（支柱1対及びネット1張）	1組1回につき	200円
	フットサル器具（ゴール（ネット付）1対）	1組1回につき	300円

宇野地区	シャワー設備	3分間につき	100円
------	--------	--------	------

2 承認年月日

平成18年 3月31日

鳥取県告示第249号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第80号）による改正後の鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第15条第2項の規定に基づき、鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

(1) 施設利用料

		区 分			単 位	金 額	
陸上競技場	グラウンド	一般利用	一般人			1人1回につき	150円
		専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	幼児、児童、中学校若しくは高等学校の生徒又は学生（以下「学生等」という。）	1時間につき	1,900円
					一般人	1時間につき	2,600円
			入場料等を徴収するとき。	学生等	1時間につき	9,900円	
				一般人	1時間につき	13,200円	
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。		1時間につき	39,800円	
	入場料等を徴収するとき。		1時間につき	53,100円			
	屋内練習場	一般利用	一般人			1人1回につき	30円
		専用利用				1時間につき	300円
	トレーニングルーム	一般利用	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	学生又は一般人		1人1回につき	100円
回数券により利用する場合			学生又は一般人		回数券11枚につき	1,000円	
1月利用券により利用する場合			学生又は一般人		1人につき	700円	

		専用利用			1時間につき	600円
		第1研修室			1時間につき	1,700円
		第2研修室			1時間につき	500円
		第3研修室			1時間につき	400円
		第1会議室			1時間につき	200円
		第2会議室			1時間につき	300円
		放送室			1時間につき	300円
野球場	グラウンド	プロ野球以外の野球又はソフトボール	入場料等を徴収しないとき。	学生等	1時間につき	1,700円
				一般人	1時間につき	2,300円
			入場料等を徴収するとき。	学生等	1時間につき	3,500円
				一般人	1時間につき	4,800円
	プロ野球		入場料等を徴収しないとき。		1時間につき	23,700円
			入場料等を徴収するとき。		1時間につき	47,400円
	屋内ピッチング場				1時間につき	80円
	大会運営室				1時間につき	400円
	第1研修室				1時間につき	200円
	第2研修室				1時間につき	100円
放送室				1時間につき	300円	
スコアボード				1時間につき	300円	
球技場	営利を目的としない場合		入場料等を徴収しないとき。	学生等	全面1時間につき	1,300円
					2分の1面1時間につき	700円
					3分の1面1時間につき	500円
				一般人	全面1時間につき	1,900円
					2分の1面1時間につき	1,000円
					3分の1面1時間につき	700円
			入場料等を徴収するとき。	学生等	全面1時間につき	7,300円
					2分の1面1時間につき	3,700円
					3分の1面1時間につき	2,500円
				一般人	全面1時間につき	9,900円
					2分の1面1時間につき	5,000円
					3分の1面1時間につき	3,400円

	営利を目的とする場合			入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	29,800円				
					2分の1面1時間につき	15,000円				
					3分の1面1時間につき	10,000円				
								入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	39,700円
									2分の1面1時間につき	20,000円
									3分の1面1時間につき	13,500円
補助競技場	学生等			1時間につき	700円					
	一般人			1時間につき	900円					
テニス場	テニスコート			1コート1時間につき	600円					
	大会運営室			1時間につき	700円					
	研修室			1時間につき	300円					
鳥取県民体育館	メインアリーナ	一般利用	一般人		1人1回につき	50円				
					専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	2,900円	
		2分の1面1時間につき	1,400円							
		3分の1面1時間につき	900円							
		4分の1面1時間につき	700円							
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	5,800円						
			営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。			全面1時間につき	101,500円		
					2分の1面1時間につき	50,700円				
		入場料等を徴収するとき。		全面1時間につき	145,000円					
		サブアリーナ	専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	700円			
2分の1面1時間につき	300円									
入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき				1,400円					
	営利を目的				入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	24,500円			

		とする場合		つき			
		入場料等を徴収するとき。		全面1時間につき			
トレーニングルーム	一般利用	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	シャワーを利用しないとき。	学生又は一般人	1人1回につき	200円	
			シャワーを利用するとき。			300円	
		回数券により利用する場合	シャワーを利用しないとき。	学生又は一般人		回数券11枚につき	2,000円
			シャワーを利用するとき。				3,000円
	1月利用券により利用する場合	シャワーを利用しないとき。	学生又は一般人	1人につき	1,900円		
		シャワーを利用するとき。			2,800円		
	専用利用				1時間につき	1,700円	
	第1研修室				全室1時間につき	600円	
					3分の1室1時間につき	200円	
	第2研修室				1時間につき	400円	
第3研修室				1時間につき	600円		
第4研修室				1時間につき	600円		
視聴覚室				1時間につき	400円		
放送室				1時間につき	300円		
多目的広場	学生等			全面1時間につき	900円		
				2分の1面1時間につき	500円		
	一般人			全面1時間につき	1,200円		
				2分の1面1時間につき	700円		

備考

- 1 利用時間若しくは利用期間が1時間未満若しくは1月未満であるとき、又は利用時間若しくは利用期間に1時間未満若しくは1月未満の端数があるときは、1時間又は1月として計算するものとする。
- 2 陸上競技場のグラウンド、野球場のグラウンド、球技場若しくはテニスコートのテニスコートを利用する場合において夜間照明をしたとき、又は鳥取県民体育館のメインアリーナ若しくはサブアリーナを専用利用の方法で利用する場合において照明施設を利用するときは、この表に定める施設利用料の額に(2)オに定める照明利用料の額を加算するものとする。
- 3 鳥取県民体育館のメインアリーナ又はサブアリーナを専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの施設利用料の額は、この表に定める施設利用料の額に100分の90を乗じ

て得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る施設利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 設備利用料等

ア 陸上競技場等

区 分		単 位	金 額	
陸上競技用 器具	競技用器具及び競技運営器具一式 (机、椅子、テント、計測器具等)	一式1日につき	4,000円	
	トラック競技用器具 (スターティングブロック、ピストル、ストップウォッチ、バトン等)	一式1日につき	300円	
	ハードル競争器具 (スターティングブロック、ピストル、ストップウォッチ、ハードル等)	一式1日につき	300円	
	障害物競走器具 (ピストル、ストップウォッチ、移動障害物等)	一式1日につき	300円	
	走幅跳・三段跳用器具 (距離標識等)	一式1日につき	200円	
	走高跳用器具 (支柱、バー、マット、高度計等)	一式1日につき	400円	
	棒高跳用器具 (支柱、バー、マット、高度計、ポール等)	一式1日につき	500円	
	砲丸投用器具 (砲丸、リボンロッド、距離標識、角度標識等)	一式1日につき	300円	
	円盤投用器具 (円盤、リボンロッド、距離標識、角度標識等)	一式1日につき	300円	
	ハンマー投用器具 (ハンマー、リボンロッド、距離標識、角度標識等)	一式1日につき	300円	
	やり投用器具 (やり、リボンロッド、距離標識、角度標識等)	一式1日につき	300円	
	マラソン競争用器具 (距離標識、親時計等)	一式1日につき	500円	
ラグビー用器具 (ゴール等)		一式1日につき	300円	
サッカー用器具 (ゴール等)		一式1日につき	300円	
野球用器具 (カウント表示器、審判用マスク、審判用プロテクター、移動用バックネット等)		一式1日につき	300円	
芝グラウンド用ペイント材		1リットルにつき	300円	
人工芝 (1枚2平方メートル)		1枚1回につき	40円	
多目的掲示板		1時間につき	3,300円	
写真判定装置		1時間につき	2,200円	
大型映像装置	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	5,000円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	20,000円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	60,000円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	80,000円
広告加算		1分につき	10,000円	
シャワー室		1回につき	100円	

イ 鳥取県民体育館

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用器具 (バスケット台、ファール回数表示器等)	一式1回につき	2,000円
パレーボール用器具 (支柱、審判台等)	一式1回につき	200円
バドミントン用器具 (支柱、審判台等)	一式1回につき	100円
テニス用器具 (支柱、審判台等)	一式1回につき	200円

シャワー室	1回につき	100円
電光得点表示板	1回につき	1,000円
椅子	1脚1回につき	10円
長机	1台1回につき	20円
卓球台(卓球台、ネット等)	一式1回につき	100円
ソフトバレー用器具(支柱及びネット)	一式1回につき	100円
インディアカ用器具(支柱及びネット)	一式1回につき	100円
ロングマット	一式1回につき	50円
簡易ステージ	1個1回につき	50円
イベントパネル(ポールを含む。)	1枚1回につき	200円
液晶プロジェクター	一式1回につき	1,800円
資料提示装置	一式1回につき	900円
演台	1台1回につき	200円
ワゴン式音響設備	一式1回につき	2,000円
トランポリン	1台1回につき	300円
体操用床	一式1回につき	2,000円
新体操用マット	一式1回につき	1,000円

ウ 多目的広場

区 分	単 位	金 額
シャワー室	1回につき	100円

エ テニス場

区 分	単 位	金 額
テニス用器具	一式1回につき	200円
シャワー室	1回につき	100円

オ 夜間照明料及び照明施設の加算利用料

区 分		単 位	金 額
野球場		30分につき	6,000円
球技場		30分につき	5,000円
陸上競技場		全灯(500ルクス)	30分につき 6,000円
		3分の2点灯(300ルクス)	30分につき 5,000円
		5分の2点灯(200ルクス)	30分につき 3,000円
		10分の1点灯(50ルクス)	30分につき 1,000円
		保安灯	30分につき 500円
テニス場	テニスコート	全点灯(1,000ルクス)	1面1時間につき 2,000円
		2分の1点灯(500ルクス)	1面1時間につき 1,000円
		4分の1点灯(300ルクス)	1面1時間につき 500円
鳥取県民 体育館	メインアリーナ	全点灯(1,000ルクス)	全面1時間につき 7,000円
			2分の1面1時間につき 3,500円
		2分の1点灯(500ルクス)	全面1時間につき 3,500円

			2分の1面1時間につき	1,750円
	サブアリーナ	全点灯 (1,000ルクス)	全面1時間につき	1,500円
			2分の1面1時間につき	750円
		2分の1点灯 (500ルクス)	全面1時間につき	750円
			2分の1面1時間につき	350円

カ 冷暖房利用料

区 分			単 位	金 額
鳥取県民体育館	メインアリーナ	冷房	1時間につき	11,000円
		暖房	1時間につき	8,500円
	サブアリーナ	冷房	1時間につき	2,700円
		暖房	1時間につき	2,400円
	視聴覚室	冷房	1時間につき	400円
		暖房	1時間につき	400円
	第1研修室	冷房	1時間につき	300円
		暖房	1時間につき	300円
第2～4研修室	冷房	1時間につき	300円	
	暖房	1時間につき	300円	
テニスコート	大会運営室	冷房	1時間につき	100円
		暖房	1時間につき	100円
	研修室	冷房	1時間につき	100円
		暖房	1時間につき	100円

キ 設備設置料等

区 分	単 位	金 額
芝グラウンド用ペイント設置	100メートルにつき	500円
人工芝設置	1枚1回につき	90円
サッカー固定式ゴール設置	一式1回につき	1,000円
ラグビー固定式ゴール設置	一式1回につき	1,500円
ソフトボール固定式ボール設置	一式1回につき	500円

3 承認年月日

平成18年3月27日

鳥取県告示第250号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第58号）による改正後の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立米子産業体育館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

(1) 体育館利用料

区 分			単 位	金 額	
専用利用	営利を目的 としない場 合	入場料その他これに類 するもの(以下「入場 料等」という。)を徴 収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	800円
				2分の1面1時間につき	400円
				3分の1面1時間につき	200円
		入場料等を徴収する とき。	小体育館	全面1時間につき	200円
			大体育館	全面1時間につき	1,600円
			小体育館	全面1時間につき	300円
営利を目的 とする場合	入場料等を徴収しない とき。	大体育館	全面1時間につき	28,000円	
		小体育館	全面1時間につき	7,000円	
		入場料等を徴収する とき。	大体育館	全面1時間につき	40,000円
		小体育館	全面1時間につき	10,000円	
一般利用	一般人		1人1回につき	70円	

(2) 会議室等利用料

区 分			単 位	金 額
トレーニング 室兼会議室及 び中会議室	営利を目的と しない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	740円
		入場料等を徴収する とき。	1時間につき	980円
小会議室	営利を目的と する場合	入場料等を徴収しない とき。	1時間につき	1,490円
		入場料等を徴収する とき。	1時間につき	1,950円
小会議室	営利を目的と しない場合	入場料等を徴収しない とき。	1時間につき	290円
		入場料等を徴収する とき。	1時間につき	360円
	営利を目的と する場合	入場料等を徴収しない とき。	1時間につき	570円
		入場料等を徴収する とき。	1時間につき	740円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、(1)及び(2)の表に定める利用料の額に(3)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 体育館を専用利用の方法で利用する場合において次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区 分		電灯数
大体育館	全面使用	12灯
	2分の1面使用	6灯
	3分の1面使用	4灯
小体育館	全面使用	6灯

- 4 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあっては100分の95、(2)に掲げる時間帯

にあつては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで

(2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

(3) 設備利用料

ア 体育設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具	1組1回につき	2,100円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
音響装置	一式1回につき	1,050円
拡声装置	一式1回につき	1,050円
舞台照明装置	一式1回につき	1,050円
ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	1,050円
マイクロホン	2本目から1本1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	35円
シャワー	1人1回につき	30円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	10円
長机(体育館)	1脚1回につき	20円

ウ 冷暖房利用料

区 分	金額(1時間につき)	
	冷 房	暖 房
大体育館	8,200円	7,400円
小体育館	2,000円	1,500円
中会議室	400円	700円
小会議室	300円	500円

エ 電灯利用料

1時間1キロワット当たり35円

(4) スポーツスクール参加料

区 分	金 額	備 考	
幼児、児童又は中学校の生徒	新体操スクール	月額5,250円	週1回開催
	サッカースクール	月額5,250円	週1回開催
	テニススクール	月額5,250円	週1回開催
	バドミントンスクール	月額5,250円	週1回開催
	体操・体育スクール	月額5,250円	週1回開催
満50歳以上の者	介護予防教室	月額5,250円	週1回開催

高等学校の生徒、学生 又は一般人	介護予防教室	月額7,350円	週2回開催
	ヨガ教室	月額4,200円	週1回開催
	筋力アップ教室	月額4,200円	週1回開催
	バドミントンスクール	10回3,000円	

2 承認年月日

平成18年3月31日

鳥取県告示第251号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第58号）による改正後の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号。以下「産業体育館条例」という。）第10条第2項及び鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第62号）による改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号。以下「社会体育施設条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金を次のとおり承認したので、産業体育館条例第10条第3項及び社会体育施設条例第11条第3項の規定により告示し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 利用料金

(1) 体育館利用料

区 分			単 位	金 額	
専用利用	営利を目的 としない場 合	入場料その他これに類 するもの（以下「入場 料等」という。）を徴 収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	800円
				2分の1面1時間につき	400円
				3分の1面1時間につき	200円
			小体育館	全面1時間につき	200円
	営利を目的 とする場合	入場料等を徴収すると き。	大体育館	全面1時間につき	1,600円
			小体育館	全面1時間につき	300円
		入場料等を徴収しない とき。	大体育館	全面1時間につき	28,000円
			小体育館	全面1時間につき	7,000円
入場料等を徴収すると き。	大体育館	全面1時間につき	40,000円		
	小体育館	全面1時間につき	10,000円		
一般利用	一般人		1人1回につき	70円	

(2) プール利用料

区 分			金 額		
一般利用	個人	回数券又は1月利用券、 3月利用券若しくは6 月利用券によらないで 利用する場合	幼児	温水	1人1回につき 200円
				冷水	1人1回につき 150円
			児童又は中学校の 生徒	温水	1人1回につき 350円
				冷水	1人1回につき 250円
			高等学校の生徒又 は学生	温水	1人1回につき 550円
				冷水	1人1回につき 400円

	回数券により利用する場合	一般人	温水	1人1回につき	700円	
			冷水	1人1回につき	500円	
		幼児	温水	回数券11枚につき	2,000円	
			冷水	回数券11枚につき	1,500円	
		児童又は中学校の生徒	温水	回数券11枚につき	3,500円	
			冷水	回数券11枚につき	2,500円	
		高等学校の生徒又は学生	温水	回数券11枚につき	5,500円	
			冷水	回数券11枚につき	4,000円	
		一般人	温水	回数券11枚につき	7,000円	
			冷水	回数券11枚につき	5,000円	
		1月利用券により利用する場合	幼児	温水	1人につき	1,600円
				冷水	1人につき	1,000円
	児童又は中学校の生徒		温水	1人につき	2,400円	
			冷水	1人につき	1,650円	
	高等学校の生徒又は学生		温水	1人につき	3,900円	
			冷水	1人につき	2,700円	
	一般人		温水	1人につき	4,950円	
			冷水	1人につき	3,350円	
	3月利用券により利用する場合	幼児	温水	1人につき	4,500円	
			冷水	1人につき	2,800円	
		児童又は中学校の生徒	温水	1人につき	6,700円	
			冷水	1人につき	4,800円	
		高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき	11,000円	
			冷水	1人につき	7,600円	
一般人		温水	1人につき	13,900円		
		冷水	1人につき	9,600円		
6月利用券により利用する場合	幼児	温水	1人につき	7,600円		
		冷水	1人につき	6,400円		
	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき	12,000円		
		冷水	1人につき	10,000円		
	高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき	19,200円		
		冷水	1人につき	16,300円		
	一般人	温水	1人につき	24,400円		
		冷水	1人につき	20,600円		
団体 (20人以上のものに限る。)	幼児	温水	1人1回につき	150円		
		冷水	1人1回につき	100円		
	児童又は中学校の生徒	温水	1人1回につき	250円		
		冷水	1人1回につき	200円		
	高等学校の生徒又は学生	温水	1人1回につき	450円		
		冷水	1人1回につき	300円		
	一般人	温水	1人1回につき	550円		
		冷水	1人1回につき	400円		
専用利用		温水	1コース1時間につき	3,650		

	円
冷水	1コース1時間につき 2,550円
研修室	1時間につき 300円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 体育館を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区 分		電灯数
大体育館	全面使用	12灯
	2分の1面使用	6灯
	3分の1面使用	4灯
小体育館	全面使用	6灯

- 4 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、(1)の表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。
- 5 (2)の表において「1月利用券」、「3月利用券」及び「6月利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。
- 6 1月利用券、3月利用券又は6月利用券の券面に記載された月数の期間が温水のプールを利用できる期間と冷水のプールを利用できる期間にわたる場合の利用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを1月利用券、3月利用券又は6月利用券により利用する場合の利用料の額を勘案して別に定める。
- 7 研修室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(2)の表に定める利用料の額に当該額の2割に相当する額を加算するものとする。

(3) 設備利用料

ア 体育設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具	1組1回につき	2,100円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円
ハンドボール用具	1組1回につき	300円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
音響装置	一式1回につき	1,050円
拡声装置	一式1回につき	1,050円
舞台照明	一式1回につき	1,050円

ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	1,050円
マイクロホン	2本目から1本1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	10円
長机(体育館)	1脚1回につき	20円

ウ 冷暖房利用料

区 分	金額(1時間につき)	
	冷 房	暖 房
大体育館	10,800円	9,400円
小体育館	1,800円	1,200円

エ 電灯利用料

1時間1キロワット当たり 30円

2 承認年月日

平成18年3月31日